

「二条城まつり2021」事業実施事業者の募集に係る質問への回答について

質問内容	回答
<p>Q1 使用場所について（仕様書6・シ） 使用可能なスペースと期間をご教示ください。例えば、台所前庭は、夜間事業の使用場所となっていますが、本プロポーザルの仕様書（6・シ）にも記載がございます。</p>	<p>A 仕様書6・スに記載のとおり、使用場所については夜間事業者からの提案を優先いたします。今回の例であれば、夜間事業者が台所前庭の使用を提案した場合、原則、台所前庭は使用できません。ただし、使用スペースや企画内容によっては使用できる可能性もあるため、両方の事業者が決まった後、改めて協議のうえ決定することといたします。</p>
<p>Q2 使用場所の使用料について（仕様書5・（1）・エ・キ） 使用料は発生しないとの認識でおりますが、有料催事を企画した場合も使用料は掛かりませんか。</p>	<p>A 有料催事を企画した場合でも、使用料は徴収いたしません。ただし、当該事業に係る収入の一部の本市への納入については、協議のうえ決定することといたします。</p>